

地方税

個人の市（町）民税については、1市3町の税率に違いはありませんが、法人市（町）民税の法人税割の税率は、相模原市の税率に統一されます。

固定資産税及び都市計画税については、納期が相模原市の制度（5月・7月・9月・12月）に統一されるほか、相模原市が3大都市圏の特定市のため、生産緑地地区の指定を受けない場合は、城山町の市街化区域内の農地が宅地並み課税となります。ただし、合併特例法により合併後5年間は宅地並み課税は適用されません。

また、津久井郡3町に所在する床面積1,000平方メートルを超え又は従業者100人を超える事業所については、新たに事業所税を負担していただきますが、合併年度を含む6年度の間は課税されません。

区 分		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新 市
個人市（町）民税	均等割	3,000円				3,000円
	所得割	200万円以下		3%		200万円以下 3%
		200万円超		8%		200万円超 8%
		700万円超		10%		700万円超 10%
法人市（町）民税	均等割	5万円～300万円（資本金、従業者数により9段階）				5万円～300万円 （資本金、従業者数により9段階）
	法人税割	資本金等 10億円以上	資本金等 5億円以上			資本金等10億円以上 14.7%
		5億円以上	2億円以上	12.3%	12.3%	資本金等 5億円以上 13.5%
		5億円未満	2億円未満			資本金等 5億円未満 12.3%
ただし、合併年度に限り、津久井郡3町に所在する法人については、合併前の税率を適用します。						
固定資産税		1.4%				1.4%
都市計画税		0.3%	0.3%	—	—	0.3% ※1
事業所税 ※2	資産割	床面積 1平方メートルにつき 600円	—	—	—	資産割 床面積1平方メートルにつき600円 従業者割 従業者給与総額の0.25%
	従業者割	従業者給与 総額の 0.25%	—	—	—	ただし、合併年度を含む6年度の間 に限り、津久井郡3町に所在する事業所 については、課税免除とします。
市（町）たばこ税	旧3級品	1,000本につき1,412円				1,000本につき1,412円
	その他	1,000本につき2,977円				1,000本につき2,977円
軽自動車税 ※3	原動機付自転車 (50cc以下)	1,000円				1,000円
	四輪乗用 (自家用)	7,200円				7,200円
	四輪貨物 (自家用)	4,000円				4,000円
	小型特殊 (農耕作業用)	1,000円	1,600円	1,600円	1,600円	1,000円

※1 都市計画税は、「線引き」がされている区域のうち市街化区域内の土地及び家屋に課税されます。

（32ページ土地利用を参照）

※2 事業所税は、床面積1,000平方メートルを超え又は従業者100人を超える事業所に課税されます。

※3 軽自動車税は、主な車種について掲載しています。